



鳥取県公報

令和6年12月13日（金）
号外第97号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 公安規則 交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
（7）（地域課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 人委規則 特勤勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則（24）（給与課）・・・ 3
- ◇ 病院局管理規程 鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程（2）（総務課）・・・・・・・・・・・・ 4

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

鳥取県公安委員会規則第7号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和38年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表				別表第1（第2条関係） 交番及び駐在所の名称、位置及び所管区表			
警察署	名称	位置	所管区	警察署	名称	位置	所管区
略				略			
鳥取県 黒坂警 察署	略			鳥取県 黒坂警 察署	略		
	多里駐 在所	日野郡 日南町 <u>湯河</u>	略		多里駐 在所	日野郡 日南町 <u>多里</u>	略
略				略			

附 則

この規則は、令和6年12月17日から施行する。

人事委員会規則

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月13日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第24号

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当に準ずる手当に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">公署</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 黒坂警察署多里 駐在所</td> <td style="text-align: center;">日野郡日南町湯河337 <u>番地11</u></td> </tr> </tbody> </table>	公署	所在地	略		(3) 黒坂警察署多里 駐在所	日野郡日南町湯河337 <u>番地11</u>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">公署</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3) 黒坂警察署多里 駐在所</td> <td style="text-align: center;">日野郡日南町多里193 <u>番地</u></td> </tr> </tbody> </table>	公署	所在地	略		(3) 黒坂警察署多里 駐在所	日野郡日南町多里193 <u>番地</u>
公署	所在地												
略													
(3) 黒坂警察署多里 駐在所	日野郡日南町湯河337 <u>番地11</u>												
公署	所在地												
略													
(3) 黒坂警察署多里 駐在所	日野郡日南町多里193 <u>番地</u>												

附 則

この規則は、令和6年12月17日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月13日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局組織規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立 中央病院</td> <td rowspan="2" style="width: 20%;">医療局</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>感染症・総合内科</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	鳥取県立 中央病院	医療局	略	<u>感染症・総合内科</u>	略	略		略	<p>(病院の内部組織の設置)</p> <p>第5条 次の表の第1欄に掲げる病院ごとに、同表の第2欄に掲げる局、室及びセンターを置き、その事務を所掌させるため、同表の第3欄に掲げる科、室、部、課及びセンターを置き、鳥取県立中央病院医療局の内科、放射線科及び災害科の事務を所掌させるため、同表の第4欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%;">鳥取県立 中央病院</td> <td rowspan="2" style="width: 20%;">医療局</td> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>総合内科</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	鳥取県立 中央病院	医療局	略	<u>総合内科</u>	略	略		略
鳥取県立 中央病院			医療局	略													
		<u>感染症・総合内科</u>															
	略																
略		略															
鳥取県立 中央病院	医療局	略															
		<u>総合内科</u>															
	略																
略		略															

附 則

この規程は、令和6年12月20日から施行する。